

第 2 4 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1 3 番, 1 4 番)

開催期日 令和 4 年 6 月 2 9 日

第24回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和4年6月29日（水） 午後5時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 中 川 圭 太

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也	10 番 長谷川 誠
2 番 塚 本 政 紀	11 番 平 田 善 治
3 番 寺 雅 彦	12 番 中 島 武 博
4 番 川 崎 浩 彦	13 番 田 村 俊 彦
5 番 藤 田 淳	14 番 大 畠 政 勝
6 番 山 本 強	15 番 桂 一 照
7 番 小 暮 滝 弘	16 番 鈴 木 正 志
8 番 笹 谷 和 広	17 番 鳥 村 正 行
9 番 田 村 賢 治	18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会	事 務 局 長	吉 川 道 也
〃	事 務 局 主 幹	上 島 宣 和
〃	事 務 局 員	中 川 圭 太
〃	事 務 局 員	山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 4 4 号	農地法第 5 条の規定による転用の完了届けについて
5	議案第 1 1 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
6	議案第 1 1 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
7	議案第 1 1 4 号	農地のあっせんについて
8		農業団体等報告事項

(局 長)

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 2 4 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員 1 8 名、全員出席であります。

栗山町農業委員会会議規則第 1 0 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

(会 長)

皆様におかれましては、お忙しい毎日をお過ごしのことと思います。また、昨日から今日にかけて雨量が多くなる予報が出ていましたが、予想より少なく安心していただいております。作況については、どの作物も平年並みという事でこれからの管理作業を余念なく行って頂きたいと思っております。非常にお疲れのことと思いますが、本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。

それでは早速、総会を進めていきたいと思っております。

(議 長)

日程 1 会議録署名委員についてですが、13 番田村俊彦委員、14 番大畠政勝委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局 長)

会務報告のページをお開きください。6 月 11 日北海道新規就農フェアが札幌市で開催され、小暮委員、田村賢治委員が出席しております。6 月 14 日から 17 日、令和 4 年栗山町議会 6 月定例会議が開

催され、吉田会長が出席しております。6月22日現地調査を、笹谷委員、田村賢治委員、桂委員で行っております。6月24日くりやま農業未来塾第11期生開塾式が開催され、吉田会長が出席しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第44号「農地法第5条の規定による転用の完了届けについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第44号 農地法第5条の規定による転用の完了届けについて 農地法第5条の規定による転用の許可指令があった土地について、事業完了届け出がありましたので次の通り報告します。今回は4件でございます。

番号1 貸主住所・氏名 栗山町字〇〇288番地 〇〇〇〇、借主住所・氏名 〇〇町〇〇292番地 〇〇〇〇有限公司 代表取締役 〇〇〇〇、転用した土地につきましては、許可指令年月日及び指令番号 令和2年5月22日 栗農第5-85号 所在 〇〇341番地1の内、地目 公簿 畑、現況 田、面積18,602㎡1筆でございます。工事完了年月日及び完了届出年月日につきましては、ともに令和4年5月31日でございます。

番号2 貸主住所・氏名 栗山町字〇〇90番地 〇〇〇〇、借主住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇2丁目6番 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、転用した土地につきましては、許可指令年月日及び指令番号 令和2年5月22日 栗農第5-86号、所在 〇〇92番地1の内、地目 公簿 畑、現況 田、面積5,040㎡外6筆。全筆田でございまして、7筆 19,131㎡となっております。工事完了年月日 令和4年5月26日、完了届出年月日 令和4年5月27日でございます。

番号3 貸主住所・氏名 栗山町字〇〇49番地 株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇、借主住所・氏名 栗山町字〇〇321番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、転用した土地につきましては、許可指令年月日及び指令番号 令和2年10月26日 栗農第5-91号 所在 〇〇67番地1の内、地目 公簿 畑、現況 田、面積4,136㎡外6筆。田1筆 4,136㎡、畑6筆 26,348㎡、合計7筆 30,484㎡でございます。工事完了年月日 令和4年4月30日、完了届出年月日 令和4年5月6日でございます。

番号4 貸主住所・氏名 栗山町字〇〇288番地 〇〇〇〇、借主住所・氏名 〇〇町〇〇1720番地 有限公司 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、転用した土地につきましては、許可指令年月日及び指令番号 令和3年3月22日 栗農第5-93号、所在 〇〇341番地1の内、公簿 畑、現況 田、面積8,906㎡外2筆。全筆田でございまして3筆合計10,398㎡でございます。工事完了年月日及び完了届出年月日につきましては、ともに令和4年5月31日でございます。なお、本件につきましては、現地調

査を実施済みであることを申し添えます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 議案第 112 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 112 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転 1 件でございます。

番号 1 所在〇〇41 番地 1 地目につきましては、公簿現況ともに畑 面積 5,181 m²外 6 筆。田 6 筆 6,682.38 m²、畑 1 筆 5,181 m²、合計 7 筆 11,863.38 m²でございます。譲渡人 栗山町字〇〇43 番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして、高齢となり今後耕作する予定がない事から申請地を売り渡したい。譲受人 〇〇市〇〇区〇〇5 丁目 5 番 20 号 農業法人株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、摘要といたしまして、経営規模を拡大したく申請地を買い受けたいとなっております。なお、本法人につきましては、形態要件、事業要件、構成員要件等、農地所有適格法人の要件を満たしていることを申し添えます。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(3 番 寺)

番号 1 につきまして、譲渡人が高齢により規模縮小を望んでおり、譲受人につきましても、経営規模を拡大したく、また農地所有適格法人の要件が整っていることから、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは議案第 112 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 112 号については原案どおり決定いたします。

日程 6 議案第 113 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 113 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在 ○○368 番地 18 地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 998 ㎡ 1 筆でございます。貸主 栗山町字○○374 番地 1 ○○○○、借主 ○○市○○7 丁目 4 番地 8 ○○○○、転用目的につきましては、農家用住宅建設に伴う永久転用でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(8 番 笹谷)

令和 4 年 5 月 27 日 第 23 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 5 条の転用申請に基づき、令和 4 年 6 月 22 日に、田村賢治委員、桂委員、吉川事務局長、上島主幹、中川主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

農地法 5 条の転用許可申請につきまして、申請地は、栗山町役場の南東約 4.8km に位置する 農用地区域内農地であり、この度、申請者より、農家用住宅等を建築する旨の 許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので 転用することに支障はないものと認めます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局、現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 113 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。
—全員挙手— よって議案第 113 号は原案どおり決定といたします。

日程 7 議案第 114 号「農地のあっせんについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 114 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。
今回の申出は 1 件でございます

番号 1 あっせん申出者 栗山町字○○48 番地 2 ○○○○ 申出年月日 令和 4 年 6 月 17 日、申出地所在 字○○55 番地 1、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 919 ㎡ 1 筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(12 番 中島)

〇〇さんにおかれましては、家から離れているあっせん申出地を今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、中島委員、田村俊彦委員よろしくをお願いします。(事務局)

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は7月28日の木曜日 午前9時30分から、現地調査につきましては7月21日の木曜日 午前9時30分から 第4班 藤田委員、小暮委員、長谷川委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦労様でした。(午後5時20分 終了)